

医療法人待望主会 デイサービスセンターシオン
「指定通所介護」
重要事項説明書・利用契約書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(沖縄県指定 第 4770401182 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスのご利用は、原則は要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスご利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 待望主会 |
| (2) 法人所在地 | 〒904-0034 沖縄県沖縄市山内一丁目7番5号 |
| (3) 電話番号 | 098-933-6200 |
| (4) Fax 番号 | 098-933-3155 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 安里 公 |
| (6) 設立年月 | 昭和 63 年 1 月 9 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護保険事業所：平成 30 年 3 月 1 日指定
介護保険指定番号：沖縄県 4770401182 号
*当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。
①入浴介助加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）
②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
③介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
④介護職員等特別処遇改善加算
⑤ベースアップ等支援加算 |
| (2) 事業所の目的 | 通所介護事業所 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンターシオン |
| (4) 事業所の所在地 | 〒904-0034 沖縄県沖縄市山内一丁目7番5号
*平成 26 年 2 月 3 日より |
| (5) 電話番号 | 098-989-5655 |
| (6) Fax 番号 | 098-989-5660 |
| (7) 事業所長（管理者） | 氏名 崎原 盛史 |
| (8) 当事業所の目的 | 利用者、家族の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努 |

めます。また、利用者の持っている能力に応じ、自立した生活ができるよう、当法人の持つ様々な機能を活かし、利用者の生活を支援します。

- (9) 開設年月 平成 24 年 3 月 1 日
- (10) 利用定員 一日 38 人 (通常規模型通所介護)
- (11) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防・日常生活支援総合事業] 平成 30 年 4 月 1 日指定 沖縄県 4770401182 号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
沖縄市 北中城村 北谷町 嘉手納町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月～土曜日 (年末年始 12/31～1/3 と旧盆を除く)
営業時間	月～土 8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間	月～土 9 時 00 分～15 時 30 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	業務内容
管理者	1 名	管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
生活相談員	2 名以上	生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、他の利用者の生活相談、面接、身上調査並びにサービス提供の企画、実施に関すること及び従業者に対する助言指導、通所介護計画の作成、説明等を行う。
看護職員	1 名以上	通所介護計画に基づき、利用者の疾患の有無、疾患名、治療状況を確認し、主治医との連携を図る。
機能訓練指導員	1 名	機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持、改善及びその減退を防止するための業務に従事する。
介護職員	13 名以上	介護職員は、利用者への介護、その他の指定通所介護サービスの提供に従事する。
事務職員	1 名以上	事務職員は、利用料金等の金銭管理、その他事務業務に従事する。

〈主な職種の勤務体制〉 生活相談員	職種	勤務体制
	管理者	勤務時間 8時00分から17時00分 8時30分から17時30分
	勤務時間 8時00分から17時00分 8時30分から17時30分 *原則として1名以上の生活相談員が勤務します	
看護職員 (機能訓練指導員兼務)	勤務時間 8時30分から17時30分 8時30分から16時30分 9時00分から16時00分 *原則として1名以上の看護職員が勤務します。	
介護職員	勤務時間 8時00分から17時00分 8時30分から17時30分 *原則として5名以上の介護職員が勤務します。	
事務職員 (介護職員兼務)	勤務時間 8時00分から17時00分 8時30分から17時30分	

5. サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

最初は、お電話等で御相談下さい。職員が事業所の説明にお伺い致します。又は、来所での説明も可能です。サービス提供が決まりましたら、契約を結び、通所介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。すでに利用されているケアマネージャーがおられる場合は、当事業所と契約する前にケアマネージャー等とご相談ください。

(2) サービス提供における事業者の義務

当事業では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者からの聴取、確認をします。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人（家族等）の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
・ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑥ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をきちんと得てから情報をサービスに活用します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

(サービス概要)

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、管理栄養士による、透析や糖尿病療養者など慢性的疾患を抱える方々や身体の状態及び嗜好を考慮した食事（刻み食、ペースト食等）を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂（デイルーム）にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 12:00～13:00

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。寝たきりの方でもストレッチャー等を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 利用者の排泄の介助を行います。

④ 送迎

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎、移動、移乗介助等を行います。
(対象地域外利用者をご相談下さい)

⑤ レクリエーション活動

- ・ 利用者の希望に沿って諸活動を行います。

⑦ 生活相談

- ・ 利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

* 加算対象サービス

- ・ 以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の 1 割又は 3 割（負担割合に応じて）を追加料金としてご負担いただきます。

① 入浴介助加算 (I)

② サービス提供体制強化加算 (I)

③ 介護職員処遇改善加算 (I)

令和 6 年 6 月～

④ 介護職員等特定処遇改善加算 (I) ⇒

新 介護職員処遇改善加算 (I)

⑤ ベースアップ等支援加算

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・利用時間に応じて異なります。)

* 6時間以上7時間未満

要 介 護 度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担金額	負担種目	1日当	1日当	1日当	1日当	1日当
	利用基本額	584円 (5,840円/日)	689円 (6,890円/日)	796円 (7,960円/日)	901円 (9,010円/日)	1008円 (10,080円/日)
	入浴介助加算(Ⅰ)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)
	合 計	646円 (6,460円/日)	751円 (7,510円/日)	858円 (8,580円/日)	963円 (9,630円/日)	1,070円 (10,700円/日)

(単位：円)

* 5時間以上6時間未満

要 介 護 度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担金額	負担種目	1日当	1日当	1日当	1日当	1日当
	利用基本額	570円 (5,700円/日)	673円 (6,730円/日)	777円 (7,770円/日)	880円 (8,800円/日)	984円 (9,840円/日)
	入浴介助加算(Ⅰ)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)	40円 (400円/回)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)	22円 (220円/日)
	合 計	632円 (6,320円/日)	735円 (7,350円/日)	839円 (8,390円/日)	942円 (9,420円/日)	1,046円 (10,460円/日)

(単位：円)

※基本のご利用提供時間は、9:20~15:30(6時間以上7時間未満)となります。

※送迎時間等の理由により10:20~15:30(5時間以上6時間未満)の利用も対応しております。

上記の料金には、介護職員処遇改善加算等の料金は含まれていません。

※令和6年5月までは今まで通りで、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)⇒5.9%、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)⇒1.2%、ベースアップ等支援加算1.1%となります。

※令和6年6月からは3つの加算が統一され(新)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)となり加算率が9.2%に変更となります。

*この指定通所介護事業所の利用料金は1割から3割(負担割合に応じて)の負担額となります。

*利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食材に係る費用は別といただきます。(下記(2)①参照)
☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 5 条参照*)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①食事の材料の提供 (食材料費)

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金： 食費+おやつ料金 (1回あたり) 500 円

②レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことが出来ます。

レクリエーション活動費用として負担いただきます。

1 か月 350 円

*その他、活動に必要な材料費 (材料費が必要な場合は、その都度、家族へ通知及び確認させていただきます)。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ料金：おむつ 150 円・板パット 50 円・尿とりパット 50 円

歯ブラシ： 100 円 歯磨き粉： 100 円

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 6 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日迄に、事業所へ現金でのお支払い、または以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア.下記の指定口座への振り込み

琉球銀行 諸見支店 普通預金 512-976

医療法人待望主会 デイサービスセンターシオン

理事長 安里公 (アサトタダシ)

イ.金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
沖縄県労働金庫 沖縄県農業協同組合 ゆうちよ銀行

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担による原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

①医院施設内及び敷地内では喫煙はできません。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められたる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な破損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(2) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう務めます。

10. 非常災害対策

- (1) 防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防火管理者を選定するとともに、消火設備、非常放送設備等必要な設備を常に良好に保ちます。
- (3) 消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

11. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - 苦情受付窓口（担当者）
[職名] 管理者 崎原 盛史
 - 受付時間 毎週 月曜日 ～ 土曜日 8：30～17：30
*また、苦情受付ボックスを事業所出入口に設置しています。
- (2) 行政機関その他苦情受付機関

沖縄市役所 担当課：高齢福祉課	電話番号：098-939-1212 対応時間：8時30分～17時15分
沖縄県介護保険広域連合 *広域連合構成市町村 (北谷町・嘉手納町・北中城村 等)	電話番号：098-921-7800
沖縄県国民健康保険団体連合会 国保連介護サービス苦情処理相談窓口	電話番号：098-921-7800 対応時間：9時～17時

利 用 契 約 書

指定通所介護サービス

_____（以下「契約者」という）とデイサービスセンターシオン（以下「事業者」という。）は、利用者が デイサービスセンターシオン（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する通所介護事業サービスの内容については、別紙『通所介護計画書』に定めるとおりにします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合には、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条 (介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、(おやつ代、社会見学、その他)のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割から3割)を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
- 3 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月25日までに支払うものとします。

第7条 (利用日の中止・変更・追加)

- 1 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービス提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条 (利用料金の変更)

- 1 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 サービス従事者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務及び個人情報の取り扱い）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができます。
- 4 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・委託を行う場合においても、提供・委託先が適正に管理するよう監督いたします。

*介護サービス利用者への介護の提供に必要な利用目的

- 1 他の事業者等への情報提供を伴うもの（事例）
 - (1) 当該事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ②その業務委託
 - ③家族等への心身の状況説明
 - (2) 介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ②損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 2 介護関係事業者の内部での利用に係るもの（事例）
 - (1) 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - (2) 介護保険事務

(3) 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、

- ①退所等の管理
- ② 会計・経理
- ③ 事故等の報告
- ④ 当該利用者の介護サービスの向上

3 介護関係事業者の内部での利用に係るもの（事例）

(1) 介護関係事業者の管理運営業務のうち、

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②介護保険施設等において行われる学生、ボランティア等の実習等への協力
- ③当該事業所のホームページ及び広報雑誌等への写真等の掲載
- ④当該事業所の施設内への写真等の展示等

*利用目的の範囲

- 1 シオン通所介護事業所による適切な通所介護の提供
- 2 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- 3 サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
- 4 通所サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- 5 緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため

第四章 契約者の義務

第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます

- 1 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- 2 契約者が、サービスの実施にあつて必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 16 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第 8 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - ② 契約者が入所した場合
 - ③ 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 6 か月以上のお休みが続いた場合

第 19 条（清算）

第 15 条第 1 項第 2 号から第 6 号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務に従事者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法のその他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

第 22 条（写真掲載について）

事業所の取り組みを紹介する用途に限り、事業所内で撮影いたしましたご利用者様の映像や写真（画像）を使用させていただくことがあります。その他の利用で使用する場合は、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

契約により、その映像・写真（画像）を使用することによるクレームなどの異議申し立て、使用した広告・映像・印刷物・商品などについての使用されたことによる金銭的対価を求めないことに同意することになります。

*利用用途について

ホームページ、パンフレット、社内研修、掲示板、広報誌などに使用します。

第 23 条（送迎に関する事項）

- 1 原則として、玄関中でのお迎え、玄関中までのお送りいたします。
身体的・環境適等の諸事情がある場合は、ご本人、ご家族と話し合いを行い、当事業所で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。
- 2 季節により、暑かったり寒かったりと、身体に及ぼす影響は様々です。自宅の中でお待ち下さい。

***事 業 者**

所在地：沖縄県沖縄市山内一丁目7番5号

名 称：医療法人待望主会

デイサービスセンターシオン

説 明 者 職 名：_____

説明者職員氏名：_____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び利用契約の説明を受け、十分理解し本書面の交付を受けました。その上で、サービスの契約及び提供開始に同意します。また、このたび、通所介護を利用するにあたり、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議及び関係機関等の要請があるときのほか、個人情報の取扱いについての利用目的に従って貴事業所が利用することについて同意します。

令和 年 月 日

***利 用 者 様**

利用者様氏名：_____

利用者様住所：_____

御家族氏名：_____ 続柄：_____